

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年9月8日策定

堺市農業委員会

(令和6年4月4日一部改正)

第1 基本的な考え方

農業委員会において、重要かつ必須事項として位置づけられている「農地等の利用の最適化の推進」について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定める。

なお、この指針は令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（以下「令和4年通知」という。）の趣旨を勘案しつつ、堺市基本計画2025、堺市農業振興ビジョン（堺市都市農業振興基本計画）、堺市農業経営基盤強化促進基本構想と方向性を一にし、都市と農の共存による豊かな都市農業の実現をめざす堺市の特性を鑑み、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、その活動を通じて農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、目標と推進方法を定めるものである。

この指針は、原則として農業委員及び農地利用最適化推進委員が任期満了により改めて選任された年の翌年度初めに改定を行うもの（令和6年度改定以降は3年毎）とする。ただし、農地等の利用の最適化に関する状況に大きな変動があった場合等においては、随時見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 農地の集積(認定農業者等の担い手への農地の集積)

	管内の農地面積	集積面積	集積率
現状 (令和6年3月末)	1,026ha	139ha	14%
目標 (令和16年3月末)			36%

※管内の農地面積、集積率目標及び担い手の定義は、令和4年通知による「最適化活動の目標の設定等」と同じ。

【推進方法】

地域計画の目標地図（策定までは素案）と連動し、市、農地中間管理機構及び各関係機関と連携しつつ、担い手農家に対し、農地の集積・集約化を推進する。

2. 遊休農地の解消

	緑区分の遊休農地	黄色区分の遊休農地
現状 (令和6年3月末)	2 ha	0 ha
目標 (令和9年3月末)	0 ha	0 ha

【推進方法】

農地法第31条第1項に規定する利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地(草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地)及び黄色区分の遊休農地(草刈り等では直ちに耕作できず、農業的利用を図るための条件整備が必要な農地)について、地域計画の目標地図(策定までは素案)と連動し、市、農地中間管理機構及び各関係機関と連携しつつ、解消につなげる。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

3. 新規参入の促進

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規参入 経営体数	8	7	11	7	8
面積 (ha)	1.1	0.9	1.3	0.9	1.1

目標

年	新規参入者に関する目標
令和9年3月末	毎年度概ね8経営体、1haの新規参入を促進し、令和6年度から令和8年度までの3年間で合計24経営体、概ね3haの新規参入をさせることを目標とする。

令和元年から令和5年度までの新規参入実績の平均を勘案し、設定。

【推進方法】

地域計画の目標地図(策定までは素案)と連動し、新規就農の相談窓口となっている市、農地中間管理機構及び各関係機関と連携しつつ、新規参入を促進する。

なお、令和4年通知の趣旨を鑑み、新規参入者への貸付等について農地所有者から同意を得ることに関して、所有者に理解を得るなど、重点的に取り組む。

第3 評価方法

この指針における農地等の利用の最適化の推進に関する目標の評価方法については、次のとおりとする。

1. 農地の集積（認定農業者等の担い手への農地の集積）については、農地の集積率により評価する。
2. 遊休農地の解消については、遊休農地の解消面積により評価する。
3. 新規参入の促進については、新規参入した経営体の数及び面積により評価する。